

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0300030、0300040、0300050
特例要望事項	キャプティブ保険制度の創設
意見提出者名	名護市
意見の要点	<p>1. 「出再した保険会社の経営やその保険会社の保険契約者に影響を及ぼすこととなる。」ことについて 国際的には、キャプティブを認めることによる弊害等については適切な規制や監督等を行うことにより対処している。国際機関のIAISは、2002年に「再保険の監督に関する原則」を発表しているが、これは、再保険やキャプティブを保険マーケットを安定させる必要な構成要素と認識し、弊害等については「適切な規制や監督」を行おうことにより課題を解決しようとするものである。 逆に、キャプティブが認められることによるメリット(良い影響)は大きい。すなわち、キャプティブは、企業リスクマネジメントの重要な仕組みであり、現実に日本企業も海外で活用している。企業のリスクマネジメントの必要性は増大しており、日本企業は今後もキャプティブの新規設立を行う方向にある。また、キャプティブへの出再は保険会社の保有するリスクを減らすことにもつながる。</p> <p>2. 「再保険を受けるものが、適切な規制や監督を受けていることが必要である。」ことについて これについては、国または地方公共団体等で適切な規制や監督を行うことにより対応できるのではないかと考える。</p> <p>3. 「キャプティブを制度化した場合の影響は特定地域にとどまるものではないものである。」ことについて 名護市は我が国の経済に貢献することも、金融テクノロジー開発特区の目的としている。構造改革特区の趣旨も我が国経済への貢献にある。キャプティブを認めることによる経済波及効果が特区内にとどまらず全国に広がるのは特区制度の趣旨にもかなうと考える。</p> <p>4. 「キャプティブの業務の実態や(リスク移転の状況等)を十分踏まえて」ことについて 国際機関のIAISは、再保険やキャプティブを保険マーケットを安定させる必要な構成要素と認識し、その意義について認めている。</p> <p>5. 「最低資本金やソルベンシー・マージン基準といった規制や監督のあり方等を含め慎重に検討する必要がある。」ことについて 世界の各キャプティブ設立地の規制や監督方法については、すでに公表されており、名護市が提案している、最低資本金(3000万円)やソルベンシー・マージン基準(正味保険料の20%超かつ支払い準備金総額の15%超)は世界各地の基準のなかでも厳しいものである。その意味で、他のキャプティブ設立地に比べても、名護に設立されるキャプティブは、キャプティブに出再する日本の保険会社の安全性を増大で</p>

	<p>きるものである。</p> <p>現在、日系企業のキャプティブが海外に流出している。我が国の管理がおよびがたい他国のキャプティブ設立地よりも、金融テクノロジー開発特区に設立されるキャプティブは、日本の保険会社の安定性に寄与すると考える。</p>
意見に対する回答	<p>再保険キャプティブを制度化し、そこに再保険を出す一般の保険会社について責任準備金の免除を認める一方、再保険キャプティブに対する規制・監督を一般の保険会社に対するものよりも緩いものにする、とのご提案については、再保険の出再元である一般の保険会社は、特定地域に止まらず保険契約の引受等を行っており、再保険を受ける者が破綻した場合の影響は、特定地域内に止まるものではなく、広く国内金融制度一般の問題として捉える必要があるため、保険契約者等の保護の観点から、慎重に対応する必要があるものである</p> <p>なお、 (意見1及び4) IAISの「再保険者の監督のための最低要件に関する原則」(2002年10月)は、国際的に再保険者を監督するための最低要件を定めるものである。また、キャプティブに関する記述も、キャプティブ保険者がしばしば再保険者として活動しているため、結果として本原則の対象範囲に含まれるという趣旨であり、特にキャプティブの意義を認めたものではないと承知している。</p> <p>また、キャプティブへの出再はその出再を行う保険会社のリスクを減らすことにもつながるとあるが、キャプティブの健全性が他の再保険会社と比べて劣るものであれば、かえって出再する保険会社の健全性を損なうこととなることに留意する必要がある。</p> <p>(意見2及び3) 上記のとおり、再保険を受ける者が破綻した場合の影響は、特定地域内に止まるものではなく、広く国内金融制度一般の問題となることを踏まえれば、保険契約者等の保護の観点から、適切な規制や監督を受けていることが必要であり、規制・監督を緩いものとするご提案については、慎重に対応する必要がある。</p> <p>(意見5) キャプティブの最低資本金等の基準については、キャプティブが法制化されている国においても、キャプティブに対する特例の有無も含め、区々となっているとともに、イギリス、フランス、ドイツなどそもそもキャプティブが法制化されていない例などもあるため、他国の規制や監督の一部をそのまま用いることによりキャプティブを制度化することは適当ではない。</p>
担当省庁名	金融庁

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0300060
特例要望事項	英語での情報開示及び開示情報の提出の容認
意見提出者名	名護市
意見の要点	貴庁の回答では、全国的に、今後、検討を行う予定とのことだが、特区において先行的に実施できないか、具体的に検討し、回答されたい。
意見に対する回答	<p>仮に、英語による情報開示又は開示情報の提出を特区において先行して実施することとした場合、併せて、特区外の一般投資家保護の観点から当該有価証券を特区外に転売（例えば、証券会社が特区において購入した当該有価証券を特区外で販売）することについて禁止する必要がある。</p> <p>この結果、英語による情報開示又は開示情報の提出が認められる有価証券については、「特区内の投資家への発行」と「特区内の投資家間のみでの流通」が認められるのみということになり、当該有価証券の流通性は極めて低く、発行体である外国会社にとってのメリットは小さいため、結局、資金調達市場として機能しないものとなると考えられる。</p> <p>また、仮に、英語による情報開示又は情報提供が行われた有価証券を特区外に転売することを認める場合には、特区外の一般投資家保護の観点から、当該有価証券の発行体は日本語による開示書類を内閣総理大臣に提出しなければならないとする必要が出てくる。</p> <p>このように、特区外の一般投資家への転売の問題を考えれば、英語での情報開示又は情報提供は全国的な対応が必要であり、金融庁としては、平成16年度以降に全国的に実施する方向で検討を行う予定である。</p>
担当省庁名	金融庁

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0300070
特例要望事項	銀行による株式保有の制限の緩和
意見提出者名	東京都港湾局臨海開発部
意見の要点	<p>投資事業有限責任組合による手法は限定された手法であり、また、銀行子会社等による取得も直接銀行等が自らの保有資産を運用するものではないことから、有効性に乏しいと考える。</p> <p>銀行による直接投資が可能となるよう再度要望する。</p>
意見に対する回答	<p>銀行及びその子会社による企業の議決権の保有制限規制（銀行法第16条の3）は、銀行経営の健全性確保の観点から、銀行に他業禁止が課されている趣旨の徹底を図るため、議決権行使を通じた他業への経営参画を予防するものであり、銀行又はその子会社が合算して企業の「議決権」を5%を超えて取得、保有することは法の趣旨からして原則として認められない。</p> <p>ただし、以下によって、銀行が企業の自己資本の充実策に応えることは、現行の規定において制約なく可能である。</p> <p>銀行の中小企業に対する投資については、銀行が中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、当該組合財産として取得、保有する株式等に係る議決権は当該規制の対象外とされている。</p> <p>（注）中小企業等投資事業有限責任組合は、円滑な資金供給を通じた中小企業等の自己資本の充実を促進するなどを目的とした「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」に基づく組合であり、これによる投資は有効性に乏しいとはいえない。</p> <p>銀行の中小企業を含む企業全般に対する投資については、銀行が民法組合における業務の執行を委任されていない組合員（非業務執行組合員）となり、当該組合財産として取得、保有する株式等に係る議決権は当該規制の対象外とされている。</p> <p>銀行のベンチャー・キャピタル子会社（銀行法施行規則第17条の3第2項第12号）が取得、保有するベンチャー企業（銀行法施行規則第17条の2第2項）の議決権についても、当該規制の対象外とされている。</p>
担当省庁名	金融庁

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0300080
特例要望事項	保険会社による株式保有の制限の緩和
意見提出者名	東京都港湾局臨海開発部
意見の要点	<p>投資事業有限責任組合による手法は限定された手法であり、また、銀行子会社等による取得も直接銀行等が自らの保有資産を運用するものではないことから、有効性に乏しいと考える。</p> <p>保険会社による直接投資が可能となるよう再度要望する。</p>
意見に対する回答	<p>保険会社及びその子会社による企業の議決権の保有制限規制（保険業法第107条）は、保険会社経営の健全性確保の観点から、保険会社に他業禁止が課されている趣旨の徹底を図るため、議決権行使を通じた他業への経営参画を予防するものであり、保険会社又はその子会社が合算して企業の「議決権」を10%を超えて取得、保有することは法の趣旨からして原則として認められない。</p> <p>ただし、以下によって、保険会社が企業の自己資本の充実策に応えることは、現行の規定において制約なく可能である。</p> <p>保険会社の中小企業に対する投資については、保険会社が中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、当該組合財産として取得、保有する株式等に係る議決権は当該規制の対象外とされている。</p> <p>(注) 中小企業等投資事業有限責任組合は、円滑な資金供給を通じた中小企業等の自己資本の充実を促進するなどを目的とした「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」に基づく組合であり、これによる投資は有効性に乏しいとはいえない。</p> <p>保険会社の中小企業を含む企業全般に対する投資については、保険会社が民法組合における業務の執行を委任されていない組合員（非業務執行組合員）となり、当該組合財産として取得、保有する株式等に係る議決権は規制の対象から除外されている。</p> <p>保険会社のベンチャー・キャピタル子会社（保険業法施行規則第56条の2第2項第25号）が取得、保有するベンチャー企業（保険業法施行規則第56条第2項）の議決権についても、当該規制の対象外とされている。</p>
担当省庁名	金融庁

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0300090
特例要望事項	自治体の発行する地域通貨が「前払式証票の規制等に関する法律」違反とならない旨の確認
意見提出者名	北海道留辺蕊町
意見の要点	<p>1. 大規模かつオープンな仕組みにしない リスクの負担の明確化 脱税の手口にしない 日本銀行券と異なる通過の単位を用いる 地域通貨発行の条例化の5つの条件等を整備したうえで、かりに「留辺蕊町地域通貨条例」を制定し、地域通貨を流通させた場合、留辺蕊町は刑事上の罪に問われるか。</p> <p>また、上記1. 中の条件について、年間2千万円の発行に対し、当町は約8億円の基金がある条件において、地域通貨を発行しようとした場合、現行法制度において可能か。</p> <p>2. 「地域通貨がデフレ経済克服に有効」とする経済学者の見解を支持するか。</p> <p>3. 現行規定で対応可能とした理由如何。</p> <p>4. 「通貨」の定義の解釈権に関する見解如何。</p> <p>5. 前払式証票である地域通貨の発行流通過程で生じた場合の判断は金融庁にあると考えるが、見解如何。</p> <p>6. 民間団体が前払式証票の規制等に関する法律に基づき、当町と全く同質の地域通貨発行を許可申請した場合、金融庁は受理するのか。</p> <p>7. 前払式証票の規制等に関する法律に基づく商品券で国の通貨政策に大きな混乱を与えた破綻事例はあるか。</p>
意見に対する回答	<p>1. 地域通貨の発行・流通に係る行為が刑事上の罪に問われるかというご質問については、当庁はこれを判断する権限を有しておらず、回答することはできない。</p> <p>なお、地方公共団体の発行する前払式証票は、当庁の所管する前払式証票の規制等に関する法律の適用除外となっている。</p> <p>2. 民間における自由な見解について、当庁がコメントする立場にはない。</p> <p>3. 地方公共団体の発行する前払式証票が法第3条により適用除外となっていることに基づき回答したものである。</p> <p>4. 当庁は「通貨」を解釈する立場にはなく、回答することはできない。</p> <p>5. 当庁が所管する前払式証票の規制等に関する法律は、証票等の発行者に所要の規制を課しているものであり、証票の流通に関する規制を課しているものではない。</p> <p>6. 前払式証票の規制等に関する法律において、第三者発行型前払式証票の発行の業務は、内閣総理大臣の登録を受けた法人でなければ行ってはならないこととされており、登録申請が行われた際には、同法に定められた要件に基づき登録の適否が判断されている。</p> <p>7. 当庁が所管する前払式証票の規制等に関する法律上の「前払式証票」に関して、同法施行後、前払式証票発業者が破綻し、発行保証金の還付手続きが行われた事例はこれまでに約20件ある。</p>
担当省庁名	金融庁

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0300100
特例要望事項	地域通貨の発行者に対する前払式証票の保証金の供託義務の撤廃又は緩和
意見提出者名	財団法人 2005 年日本国際博覧会協会、東京都世田谷区
意見の要点	今回の提案は、国家プロジェクトである 2005 年日本国際博覧会という事業と地元愛知県をはじめとする全国各地における地域住民参加型の地域コミュニティ活性化のイニシアティブ等と連携させ、行政主体がバックアップして行うもので、悪徳業者等による地域通貨等の発行とは全く異なるものであり、特区における地域通貨（エコマネー）に対する前払式証票の規制等に関する法律の適用除外を明確化すべき。
意見に対する回答	<p>「地域通貨」が対価を得て発行され、発行者と利用者が債権債務関係に立つことにより、前払式証票の規制等に関する法律上の前払式証票に該当するにもかかわらず、特区内において、発行保証金の供託に代わる何らの代替措置も講ずることなく、単に供託義務を撤廃または緩和することは、当該特区内の前払式証票発行業者により発行された前払式証票に係る債務の履行が困難となった場合に、証票所有者の保護に欠ける事態を招くおそれがあることから適当ではない。</p> <p>なお、発行保証金の供託に代わる代替措置として、金融機関が発行保証金相当額の支払保証を行い、これを内閣総理大臣に届け出ている場合には、発行保証金の供託はなく証票を発行することが可能とされている。また、地方公共団体の発行する前払式証票は、前払式証票の規制等に関する法律の適用除外となっている。</p>
担当省庁名	金融庁

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0300110
特例要望事項	地域通貨の発行時の出資法上の制限の撤廃又は緩和
意見提出者名	財団法人 2005 年日本国際博覧会協会、東京都世田谷区
意見の要点	<p>今回の提案は、国家プロジェクトである 2005 年日本国際博覧会という事業と地元愛知県をはじめとする全国各地における地域住民参加型の地域コミュニティ活性化のイニシアティブ等と連携させ、行政主体がバックアップして行うもので、悪徳業者等による地域通貨等の発行とは全く異なるものであり、特区における地域通貨（エコマネー）に対する出資法の適用除外を明確化すべき。</p>
意見に対する回答	<p>地域通貨の発行に当たり、元本の返済を保証して不特定多数のものから金銭の受入れを行うことは、一般大衆の地位や財産の保護を図るため、他の法律に特別の規定のある者を除き、出資法において禁止されている預り金業務に該当する可能性があるが、特区において同法の適用を除外又は緩和した場合、当該区域内で悪質な預り金行為を行う者等の出現など、住民の地位や財産の保護に欠ける状態を招く恐れがある。</p>
担当省庁名	金融庁

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0300120
特例要望事項	地域通貨関連業務について、銀行が営むことができる業務としての明確化
意見提出者名	財団法人2005年日本国際博覧会協会 東京都世田谷区生活文化部市民活動推進課
意見の要点	ご回答の「銀行が「地域通貨」を貨幣・紙幣(日銀券)と同様の預金として受け入れることは困難である」とのことについて、その根拠等について御教示願います。
意見に対する回答	預金とは、一般に金銭の消費寄託とされており、金銭とは貨幣・紙幣(日銀券)と考えられる。したがって、金銭でない「地域通貨」を「預金」として受け入れることはできない。
担当省庁名	金融庁

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0300130
特例要望事項	金融機関が地域通貨を預金等として受け入れる場合の預金保険料の免除、及び準備預金制度の対象からの除外
意見提出者名	財団法人2005年日本国際博覧会協会 東京都世田谷区生活文化部市民活動推進課
意見の要点	地域通貨(エコマネー)を預金として受け入れることが可能であることを前提として、預金保険法と準備預金制度に関する法律において、金融機関が地域通貨を預金として受け入れる場合について、見合い分の保険料や準備金の積立を不要とすることを要望します。
意見に対する回答	預金保険制度や準備預金制度は「預金」に係る制度であるが、「預金」とは一般に金銭の消費寄託とされており、金銭でない「地域通貨」を「預金」として受入れることができない以上、「地域通貨」について預金保険制度や準備預金制度上の取扱いを検討することはできない。
担当省庁名	金融庁(準備預金制度については金融庁、財務省)

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0300140
特例要望事項	グローバルETF(外国投資信託)の募集の取扱いの際の届出の不要化 ETFにおける指数指定制度の廃止
意見提出者名	名護市
意見の要点	<p>1. 外国株式等であれば募集又は売出しの場合にのみ届出が必要であるのに対し外国投資信託において、募集の取扱い等の場合は、届出が必要とされ、実質的にはあらゆる取引に届出が必要となり、著しく均衡を欠いている。</p> <p>2. 投信法第5条の3において、国内投資信託は金銭信託でなければならないとし、例外として施行令第8条第2号でETFを規定しており、外国投資信託としての規定とはなっておらず、グローバルETFを外国投資信託として国内で販売することは不可能であると思われる。</p>
意見に対する回答	<p>1. について 証券取引法上のディスクロージャー制度として、外国株式、外国債券及び外国投資信託を含めた有価証券全般について、その募集又は売り出しを行う際には、投資家の投資判断に有益な資料として有価証券届出書を提出した上、さらに目論見書を投資家に交付することが義務付けられている。 投信法では、投資信託が複数の種類の有価証券等に対する投資として運用することを目的とする信託であり、単なる株式や債券よりも複雑な商品性を有することに鑑み、その信託にかかる基本的な事項を確認する必要があることから、国内投資信託、外国投資信託ともに投資信託約款等の届出を義務付けている。 したがって、外国投資信託について外国株式や外国債券と比して不均衡な取扱いを行っているものではなく、また、投信法上の投資信託約款等の届出については、これは投資者保護上の観点から必要最小限の規制であると考えられる。</p> <p>2. について ご指摘のように、投資信託は金銭信託(金銭で拠出し金銭で償還する)とされていますが、証券投資信託であって政令で定めるものは例外的に投資信託として認められている。(法第5条の3) 一方、外国投資信託は、「外国において外国の法令に基づいて設定された信託で、投資信託に類するもの」と定義されている。(法第2条第28項) ETFは投資信託法上あくまで投資信託(証券投資信託)として位置付けられているので、これに類するグローバルETFは、「外国において外国の法令に基づいて設定された信託で、投資信託に類するもの」として、外国投資信託に該当するものである。</p>
担当省庁名	金融庁

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0300150
特例要望事項	<p>(1) 海外取引所端末の国内設置の対象としての、証券業登録を行っていない外国証券業者の認可</p> <p>(2) 当該外国証券業者に対する証券業認可の際の支店設置要件の撤廃と、証券業者法15条から20条の適用除外</p>
意見提出者名	名護市
意見の要点	<p>1. 証券業登録の要件の緩和の余地がある。</p> <p>2. 無登録で海外取引所に発注できる端末を設置することを容認する。</p>
意見に対する回答	<p>1. について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録要件のうち、最低資本金要件について、来春から五千万円（現行一億円）に引き下げることとしており、新規参入はこれまで以上に容易となると考えている。なお、自己資本比率規制により業務内容に応じて一定の資本が必要となることを踏まえると、これが証券業を営む上で必要最低限の額と考えている。 ・ 支店の設置は、証券業を行う営業所の登録を求めた上で、法定帳簿やリスク管理、電算システムの管理等が適正に行われるか審査する必要がある、撤廃は困難と考えている。 ・ 役員の適格性や知識、経験等の人的構成の適正性は、投資家保護の観点からわが国で証券業を営む者に求めており、撤廃は困難と考えている。 <p>2. について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国で証券業を営む以上、その破綻や撤退、システムトラブルが生じた場合には顧客や取引相手方との間で証券・資金取引の約定や決済に支障を生ぜしめる等の影響を及ぼす恐れがある。従って、こうした事態を回避するためにも外国証券業者が我が国で証券業務を行うに当たっては、リスク管理体制等の審査を受けたうえで問題ない場合に限り登録を認めることが必要と考えている。
担当省庁名	金融庁

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	0300210
特例要望事項	公募増資の際の有価証券届出書の提出義務要件の緩和(対象期間)
意見提出者名	福岡県・福岡市
意見の要点	提案が不相当である理由を明示されたい。
意見に対する回答	公募増資の際の有価証券届出書提出の要否の基準となる対象期間について、平成15年度中に、現行の水準(2年)を全国的に短縮する方向で検討を行う予定である。
担当省庁名	金融庁